

韓国民主主義の進路と経済発展：政治哲学的アプローチ

金 飛 煥

- 1 序論
- 2 自由主義との関係から見た民主主義の形態
- 3 法の支配との関係から見た民主主義の形態
- 4 結論：民主主義の形態と経済発展の関係

1 序論

この研究の目的は、1987年以降、民主化の定着過程を経ている韓国社会が長期的に追求しうる民主主義の形態の可能な範囲を政治哲学的に考察し、それを民主主義が経済発展に及ぼしうる影響に対する議論へ拡張してみることである¹⁾。

現代民主主義は、特殊な政治イデオロギーとしての自由主義、現代社会の普遍的な経済制度である市場、そして民主主義とともに最も長く政治的 ideal として追求されてきた法の支配 (the rule of law) 及び憲政主義の理想と不可分の関係にある。つまり、民主主義とこの諸要素との相互関係を明らかにしないと、的確な民主主義形態を模索できないため、この諸要素との相互関係を究明しながら、今後、韓国社会が選択しうる多様な民主主義形態の範囲を明らかにする必要がある。

民主主義の実践という側面からみると、政治的民主主義は他の諸制度に対し独立的に運用されない。民主主義の構成的諸規則は、憲法的諸原理の中に安置され、憲法の保護を受ける。民主主義下での憲法は、民主

1) 政治哲学的研究は、大きく二つの次元で取り扱うことができる。一つは、望ましい政治秩序に関する包括的なビジョンを体系的に提示する価値論的研究を取り扱うことであり、もう一つは、主要概念に対する厳密な分析と規定を通して、政治現象に対する社会科学的説明の明瞭性を高めることである。本稿は、後者に当てはまるといえる。

的自治の結果という側面を持っているが、逆にそれは、民主主義を構成する諸規則を闡明・保護することで、民主主義の持続的な実現を可能にする（Holmes 1995a, 299-306; Holmes 1995b）。このように民主主義の現実的運用は、憲法的に保障された他の諸規則もしくは諸基本権（自由主義）との「関係」の中で可能になるため、民主主義と他の諸制度もしくは諸原理の関係は、一つの国家社会が追求する、或は発展させることができる、より具体的な民主主義の形態を決定する重要な要因となる。

この研究では、民主主義はもちろん自由主義、法の支配、市場などの諸概念が持つ意味の不確定性のため、不可避に現れた多様な相互関係に着眼して、これから韓国社会が選択・追求しうる理論上の民主主義の諸形態の範囲を考察してみる。この研究は、政治哲学的レベルで韓国社会が追求しうる多様な民主主義の諸形態のスペクトルを提示してみるものであるので、韓国の具体的な経済・社会的諸条件と民主化の経路、エリート集団間の取引と妥協の様相、グローバル化による外圧及び大衆の欲求と情緒に伴って動く具体的な政治体制の「変動」過程は取り扱わない²⁾。

この研究の特徴は、部分的であるが、具体的な民主主義の形態に決定的な影響を及ぼす他の諸概念（もしくは制度）との「相互関係」を重視して、これから韓国社会が選択または追求しうる自由民主主義の形態を一つの「パッケージ」の形式に提示することにある。もちろん、一つの社会が採択しうる具体的な自由民主主義の形態を一つの包括的なパッケージと提示する戦略は、一次的にそのパッケージを構成するようになる民主主義、自由主義、市場、法の支配及び憲政主義概念（または制度）に対する厳密な概念的分析及び定義を前提するという点で、政治哲学的性格の研究を基盤とする。

自由民主主義の具体的な形態を部分的に決定する多様な諸原理もしくは諸制度のパッケージとして自由民主主義の形態を理解する場合、既存のパッケージを構成するある要素の変化は、不可避に他の諸要素の変化を刺激することで、新しいパッケージへの移行を触発させると見られるが、これこそが筆者の提示するパッケージ理論からみた政治体制変動の

2) このような多様な要素が民主化及び定着化にいかなる役割を果たすのかに関しては、Chan (2002) を参照すること (57-114)。

意味である³⁾。

筆者は、このような論議の延長線上で、民主主義が経済発展に及ぼしうる影響についても論じようとするものである。

2 自由主義との関係から見た民主主義の形態

これまで、韓国社会では自由主義と民主主義は、調和的関係を形成するという認識が支配的であった。しかし、19世紀のヨーロッパの政治史が示すように、自由主義が擁護する個人の権利と民主主義は、いつも友好的関係を結んではいない。一般的に民主的参政権は、個人的権利の体系に属していると見られている。しかし民主的諸権利は、主に集団的な意思決定過程や妥協過程で行使される。そのため、個人の選好と、民主的に集約された集団の選好との間には、かなりの差異と矛盾が存在しうる。つまり、民主主義の原理に内在された集団主義と自由主義的個人主義の間には、いつも衝突の可能性が存在し、一定の歴史的条件下では、実際にぶつかるようになる。したがって、民主主義が普遍的な支持を受けるようになった「民主主義の時代」には、自由主義が必要な制度的諸装置を備えることで、民主主義の過剰による副作用を前もって防止する必要があったが、これは現代立憲民主主義の諸国家が諸権利を憲法的な基本権として明らかにした主な理由であった⁴⁾。

韓国の場合、自由主義と民主主義の間の緊張関係は、1987年以後から鮮明に現れ始めた。進歩主義者たちは、資本主義の市場経済よりは民主主義の原理を強調する傾向があり、それによって自由民主主義をもっと平等化させようと試みたが、保守主義者たちは市場経済の自律性を強調

3) 自由民主主義の体制を相互規定的諸制度もしくは諸原理のパッケージとしてみるパッケージ理論の観点で韓国政治史を新しく見る場合、その試みは政治哲学的研究と政治発展論的研究が統合された新しい研究になると見る。本稿は、パッケージ理論の観点で、韓国の現代政治史を新しく考察する必要性を強調した試みとしての意味を持つだけであり、パッケージ理論の長所もしくは魅力を十分に表したといえる程度の成果を収めたとは自負してはいない。本稿は、パッケージ理論的観点で、もつと洗練された韓国政治研究を行ってみようとするものである。

4) 19世紀後半、政党制の発達も民主主義の過剰を緩和させうる重要な役割を果たした。つまり、政党政治の発達は、保守勢力の憂慮とは違って、大衆民主主義が社会主義的到来を促す可能性をかなり緩和させたのである。政党政治は、競争する諸政党に極端な立場を回避するときだけが大衆的な支持を確保しうるという教訓を教えたからである。

し、民主主義を最小限に理解・受容することで、自由民主主義を市場へ親和的なものに維持しようとした。市場と民主主義の間の優先性の問題をめぐって行われている保守主義者たちと民主主義者たちとの競争関係は、特定の歴史的局面に至ると、経済的諸権利と民主的諸権利が互いに矛盾的関係を形成しうることが明らかになる。

以上の説明をもっと理論的にいうと、次のようなものとなる。民主主義と自由主義が結合した形態の自由民主主義は、少なくとも三つ以上の民主主義を意味しうる。まず自由主義と民主主義の結合において、「古典的」自由主義の要素に比重を置く自由民主主義があり、民主主義的要素に優先性を置く自由民主主義がある。そして両者間の対等な均衡を模索した自由民主主義がある⁵⁾。

まず、自由主義的要素が強調された自由民主主義は、自由主義を構成する諸基本権の中で政治的権利よりは、特に経済的権利と最小限の市民的権利を強調する「古典的」自由主義論理の政治的帰結である。つまり、自由主義を構成する経済的基本権及び民権を保護し、その諸権利を侵害しない範囲内で許容される政治的諸権利が結合されるときに構成される民主主義の形態である。この自由民主主義の下では、民主的諸基本権がそれよりももっと優先的な地位を享受している経済的諸権利と民権を保護するように期待され、それらが侵害されない範囲内で有効であることが認められる。その結果、民主主義は、主に最小主義観点で規定され、経済的権利と民権保護に寄与し、代議制構成のための制度的装置、つまり自由競争選挙として理解される(Schumpeter 1975, 284-5)。したがって、この自由民主主義は、激しい富の両極化と最小限の手続き民主主義が両立しうる自由至上主義的民主主義、つまり保守主義的民主主義の形になる⁶⁾。そして、これらの理由から経済的危機のときには、エリート主義的・権威主義的な政治形態へ変形される可能性が大きい。

5) ここで、「古典的」自由主義の要素というのは、自由主義の古典的形態と現代的形態の区かないし分化があるという事実を前提としている。自由主義の内的分化もしくは多様性に関する詳細な論議としては、金飛煥（2005）を参照すること。

6) 古典的自由民主主義もしくはその現代的変形の新自由主義によって馴致されたこの民主主義の形態は、比較的に自由放任的な市場制度と接合されているため、市場的所有関係と取引・契約の自由を決して侵害してはならないという強力な条件に結ばれていた民主主義の形態である。そのため、この場合の民主主義は、各国がどのような市場制度を採択するのかによって、その性格と適用範囲が決定される市場従属性の性格を持つ。

その反面、自由主義を構成する諸基本権の中で、経済的諸権利より民主的基本権を強調する形態の自由民主主義は、自由至上主義的な保守的自由民主主義とは異なる性格を持つ。民主的な権利の比重が極大化される反面、それに反比例して経済的権利の比重は低くなるため、民主的な集団的決定によって、経済的権利がある程度、制約されうる。つまり、民主的な意思決定によって、少数の所有権と取引の自由が公共性の原則下で制約される可能性が大きい。したがって、この自由民主主義の形態では、自由主義的因素が民主主義によって馴致され、社会的性格を強く表す。これによって自由主義は、社会的権利つまり福祉に対する基本的権利を受容することで、人間尊厳に必要な最小限の条件を充足させるだけではなく、それに基づいて民主的参加の権利を可能な限り平等に実現しうることを支える。

ところで、自由主義が自らにとって将来の脅威として働くようになる民主的参加の権利を受容するようになったのは、自由主義の内在的論理によるというよりは、自由主義とはかけ離れた起原を持つ民主主義的压力のためであった⁷⁾。これは歴史からみると、決して自由主義者が民主主義者ではなかったことから立証される⁸⁾。19世紀半ば以後、自由主義者が政治的権利を基本権に含めるようになったが、それは産業化と都市化とともに新しく浮上した都市労働者階級を自由主義体制に包摂する必要があったためである。つまり、自由主義に民主的諸権利が含まれるようになったのは、自由主義と離れた起原を持つ民主的压力のためであって、決して自由主義の内包的拡張の結果ではなかったということである⁹⁾。

最後に民主主義と自由主義という二つの要素のうち、一つの要素に比

7) ここでの論理は、自由主義から民主的参加の権利を内在的に導き出すことが不可能であることではない。自由主義は、個人を平等な理性的・自律的存在と見なしたため、公的な問題においても、自ら解決しうる権利、つまり民主的参加の権利を認めることができる。しかし、民権（自由権）から発展された自由主義者が民権体系の核心をなす私的所有権を根本的に制約するまで、民主的権利を認めるのは難しかった。したがって民主的参政権を私的所有権に対する制約のための根拠と提示しうるためには、民主主義の発展と拡散、そしてその優先性に対する信念が登場した後であったといえる。

8) これに関しては、金飛煥（2002）を参照すること。特にロックとカントに関する説明をみること。

9) もちろん自由主義は、国内政治構成原理がすべての個人（暫定的）の合理性と自律性についての仮定であるため、個人の平等な政治的参加原理を論理的に導き出しうる。しかし、歴史的にみると、自由主義者たちの自由と平等論理は、17、8世紀に経済的な富を獲得した階級が既成の身分制的政治・経済的体制を粉砕するためのものであったが、言葉通りにすべての個人の実質的自由と平等を主張するものではなかった。つまり民主的な修辞の実質的意味は、全然、民主的含意を持っていないということである。

重を置く自由民主主義（もしくは民主的自由主義）の形態とは違って、両者間の均衡を模索した自由民主主義の形態がある。この類型は、いわゆる「政治的自由主義（political liberalism）」と規定されたロールズ（J.Rawls）の自由民主主義理論を通して具体的に表現されたが、これは自由主義的基本権の憲法的保障を審議民主主義の枠を通して確立するが、民主主義の過剰については司法府（特に連邦最高裁判所の司法審査権）を通して制約しようとした。

韓国の民主化及びその定着化と関わって、以上の理論的な論議が持つ含意は、次のようにまとめてみることができる。つまり、自由主義を構成する三つの権利のうち、どのような権利に優先的価値を置くかによって、韓国の民主主義が選べる「大体」の性格もしくは形態が定まる。韓国は国内的状況と外部的影響の下で、採択・追求しうる民主化の方向と定着化または深化の方向を定めることができるが、それは一次的に自由主義的基本権の内容をどのように配列するのかによって決定される。1987年以前の韓国社会では、民主主義の伝統が欠けていた関係で、経済成長の緊急性によって経済的基本権の拡充と強化を優先的な課題として採択した。そして自由権と民主的権利は、漸進的に拡張させていくことを約束した。しかし、なかなかその約束は守られなかった。その結果、憲法で明らかにした自由民主主義的アイデンティティは、形式にすぎず、実質的には「自由主義的非民主主義（liberal nondemocracy）」もしくは権威主義的市場自由主義の形をとった。

しかし、金大中・盧武鉉政権の十年間には、形式的な手続き民主主義を越えて、実質的民主主義（平等な市民権の実現）を定着させようとする努力が進められたが、そのときには規制された市場経済と単純な選挙制度以上の意味を持つ最小限の実質的民主主義が結合された自由民主主義が形成される可能性があった。しかし、2008年2月に出帆した李明博政権は、その支持基盤の性格及び当時の当時の経済危機によって、脱規制的市場経済と法治的選挙民主主義を結合・定着させようとする傾向を見せてきた¹⁰⁾。したがって、私有財産と私的利益の極大化を法治主義で支

10) ここで「法治」の内容をいかに規定するかという問題は、非常に重要である。法治が「法の下での平等」及び権力に対する法の制約を意味することもでき、多数の個人に対する政府の法的統制を意味することもできるからである。このような点で、李明博政権が強調してきた法治の意味は、後者に近い。これに対する論議は、3章で行う。

える一方、経済成長に必要な政治的安定を理由として市民社会の「過度な」政治参加を鎮静させようとする意図を露にしている¹¹⁾。そのため、過去の金大中・盧武鉉政権が志向し、定着させようとした体制を強化させるよりは、自由至上主義的な志向性を持つ自由民主主義の形態への旋回を試みていると評価しうる。

3 法の支配との関係から見た民主主義の形態

大部分の現代国家では、法の支配によって裏付けられた民主政治を唯一正当な政治的 ideal として追求している。韓国も例外ではない。しかし、単純に法の支配によって裏付けられた民主主義という表現は、極めて形式的かつ皮相的であって、ある具体的な民主主義の形態を提示してくれていない。法の支配によって支持される民主主義の具体的な形態は、多様に現れるからである。

近代の西欧政治史をみると、立憲民主主義に統合された法の支配原理と民主性の原理は、同起源的であったというよりは、互いに相違した関心事を反映し、独自に進化してきた¹²⁾。この事実は、現代の立憲民主主義が一貫した政治的演繹論理の産物ではなく、一定した構造的問題点もしくは緊張を内包している可能性を暗示する。原理的にみると、法の支配は民主的多数決主義を制約する反民主的性格を持ちうる反面、民主的多数を求めるこによって、法を修正また改正することで、実質的に法の支配を無力化させることができる。このような原理的側面からみると、法の支配は正当な憲法的基本権で保護しうる基本権の範囲をどのように設定し、基本権の間で発生しうる衝突をどのように解消するのかによって、民主主義を制約し（自由主義的立憲民主主義）、民主主義と相互浸透的関係を持つこともでき（自由一共和主義的立憲民主主義, liberal republican constitutionalism）、そして民主主義によって一方的に規定され

11) ここで「過度な」という表現は、政治諸主体の主観的な判断と関わる。強い参加民主主義者たちは、活性化された市民社会の参加現象を「いつも」足りないと思う可能性が大きい反面、法治主義的（選挙）代議民主主義者たちは、市民の直接参加を「大部分」の法秩序と政治安定を脅威する要素と認識する可能性が大きい。

12) この指摘は、近代に限ることを指摘する必要がある。古代ギリシア、特にアテネでは民主主義と法治が連続的な現象として存在したことはあったが、このときは民主主義と法治を明らかに区分しにくかった。

ることもできる（民衆主義的立憲民主主義）¹³⁾。つまり、法の支配（または憲政主義）をどのように理解し、民主主義をどのように定義するのかによって、この二つの関係も異なってくる。民主主義と法の支配は、「本質的に論争的な概念」であったため、法の支配と民主主義を制度的に統合する作業は、かなりの部分が二つの原理の概念的理解と統合方式によって左右される。

法の支配によって裏付けられた民主主義は、法の支配の意味によって、その内容が変わることになる。まず、もっとも形式的な意味で法の支配の概念を理解する場合、法の支配によって裏付けられた民主主義は、論理的に非自由主義もしくは反自由主義的な形態をとることもある。法としての形式的要件を充足した法の支配は、多数決主義的な選挙民主主義（最小主義定義）と結合する場合、いくらでも非自由主義的な性格に変わりうる。法の改正と制定が合憲的に行われる場合、そして憲法が多数決原則による憲法改正と制定を合憲的に規定する場合、ある社会の多数勢力や主流社会は、少数勢力と非主流社会の権益を抑圧しやすい。民主的多数の意思を反映した法の支配は、少数者の市民的基本権を蹂躪しうる内容をとることもできるからである。

しかし、論議の対象を自由主義的な社会や自由主義的価値を受容した社会に限定する場合、法の支配は、最小限の基本権を受容したものになるので、法が保護しようとする最小限の実質的基本権が何であるかによって、民主主義の形態が異なる。この場合、法の支配と民主主義が結ぶ関係は、自由主義と民主主義が結びうる関係と重なるが、法の支配を伴う民主主義をいうとき、一般的に、民主主義は自由民主主義という用語ではなく、立憲民主主義という用語でその特徴を表す。

ハイエク（F.A.Hayek）、ホスパース（J.Hospers）、ランド（A.Rand）、そしてノージック（R.Nozick）のように自由主義者でありながら、最も形式的な法の支配の概念に近い法の支配を擁護する彼らは、法の支配と民主主義を結合させるが、経済的基本権に特権的地位を付与した立憲民

13) 民主主義と共和主義の関係、共和主義内部の多様性及び憲政主義の多様性に対する論議としては、郭ジュンヒョク（2005, 2006）を参照すること。郭ジュンヒョクの論議は、これから筆者がパッケージ理論を発展させ、このパッケージ理論に基づいて、韓国民主政治の進路を眺めることにおいて、「共和主義」要素をもっと重要な取り扱わなければならない必要性を示唆してくれた。

主主義の形態を支持する。彼らが支持する立憲民主主義は、前章で自由至上主義的民主主義－古典的自由主義もしくは新自由主義的自由主義の論理的帰結としての政治形態－に分類したものと一致する。彼らの法の支配の概念によると、彼らの立憲民主主義は強力な法の支配概念－その核心は、主に経済的活動と関わった憲法的基本権として表現される－によって制約された民主主義、つまり立憲主義が一方的に強調された立憲民主主義であるのが分かる。

ドウォーキン（Dworkin）とロールズのように、もっと実質的な法の支配の概念を擁護する自由主義者たちは、自由至上主義者たちより、もっと多様な基本的自由を憲法に安置させた。その基本権のうち、最も重要な意味を持つのは、福祉に対する基本的な権利である。憲法は、この福祉権を含め、重要な歴史的諸事件をきっかけとして承認された基本的自由を、基本権として認定・保護する。この権利は、民主的な妥協と取引の対象とならないように憲法裁判を集中的に担当する違憲審査（judicial review）制度を通して保護される。

違憲審査制度の重要性を強調したドウォーキンとロールズの立憲民主主義は、法の支配を通して保護しようとする基本的自由（権利）に対して、多数決民主主義がもたらしうる危険への憂慮を孕んでいる。憲法的諸基本権の内容と、その相互関係を民主的多数の選好と必要に任せる場合、それは究極的に法の支配を通して保護しようとする平等な市民権－市民的（経済的）・政治的権利と福祉権及び文化的権利と区分されうる－原則を致命的に損なう可能性があると判断するためである。

多数決民主主義を平等な市民権に対する潜在的危険要素と認識するドウォーキンとロールズの観点は、民主主義を多数決による集団的意思決定過程だけに限定せず、全体的に平等な市民権－平等な尊重と配慮の対象としての市民－という実質的価値が実現される状態としても理解する。つまり、単純に民主主義を一つの手続きとするよりは、「平等な市民権」が実現された状態（end state）と見なす。そのため、基本権を保障する独立的な司法府の役割を強調する。もちろんドウォーキンとロールズは、多数決主義による民主的意見決定の正統性を否認しない。しかし、多数決主義による意思決定は、一定の制約に従うべきであると見なす。その制約は、憲法的基本権の保障を通して実現される平等な市民権の原則を

侵害してはならない原則として表現される。

法の支配と民主主義の関係を相互浸透的か、民主主義にもっと大きい比重を置く共和主義的または政治的立憲主義理論に基づくと、法の支配は民主的な公的参加の権利を保障する法による支配だけでなく、法の内容そのものが民主的な参加によって決定されることとなる。もちろん、民主的参加によって決定される法であっても、民主主義そのものを否定しうる立法の正当性を否認するという点で、正当性を持ちうる民主的な意思決定と立法の限界は確かに存在する。しかし、その範囲もしくは限界は、他の立憲民主主義よりはるかに広い。

法の支配と民主主義の関係を中心に将来の韓国が採択・発展させうる民主主義の形態を予想してみる場合、第一の可能性は、形式的な法の支配を掲げた非民主主義、つまり法的権威主義への後退可能性である。しかし、この可能性は民主主義の退歩を意味するが、20年以上の手続き民主主義に慣れている韓国民が許容しにくいシナリオである。

第二の可能性は、最小限度の実質的法の支配、つまり自由主義的基本権の中で、経済的基本権と最小限の自由権及び民主的権利を憲政主義で保護する民主主義の形態が予想しうる。例えば、盧泰愚政権がこのカテゴリに属する。金大中・盧武鉉政権は、新自由主義的・最小主義的な選挙民主主義から、最小限の生存権を保障する実質的な法の支配と結合された立憲民主主義への移行を試みたと見られる。しかし、保守的新自由主義勢力の持続的な攻勢と、その後、彼らからの圧倒的支持を受けて登場した李明博政権は、このような変化にブレーキをかけ、1980年を前後として世界史的トレンドを形成し始めた新右翼的もしくは新自由主義的体制、つまり最小政府と脱規制的市場経済が結合された体制への便乗を強化させている。そして、このような新自由主義的体制への便乗を阻止しようとする進歩勢力と市民社会の抵抗を封鎖するために、法的主義の旗幟を強調しているが、この場合、法的主義は法の支配のスペクトルからみると形式的概念に近い。

予想しうるもう一つの可能性は、次のようなものである。李明博政権が自由至上主義的体制への移行を図ることにおいて、意外と抵抗が深刻である場合、この抵抗を克服していく過程で一時的に国家権力、特に行政権力の（実質的な側面での）肥大化が発生し、その結果、行政・立法・

司法の間の権力構造が大統領を中心とした行政権力へ傾く可能性である。この場合、李明博政権の支持基盤である大企業と保守言論がこの作業に積極的に加わり、その対価として政府の庇護を受けるようになれば、韓国社会は非常に強くなった国家と保守勢力とのカルテルを通して、変形された自由至上主義体制を樹立することができる¹⁴⁾。

今までの論議に基づいて、現在、韓国社会が採択できる民主主義の形態を予想する場合、そのスペクトルの範囲は、右側では相対的に形式的概念に近い法治主義と経済的基本権（私的所有権）、そして強化された市場主義が最小主義的な民主主義と結合されたパッケージとしての保守主義的民主主義もしくは自由至上主義的民主主義と、左側では穩健な程度の福祉権を保障する（弱い意味の）実質的法治主義と規制された市場経済及び比較的に拡張された民主的自治権を結合させるパッケージの間であると考える。この場合、右派の民主主義は、韓国独特の国家主義的要素をある程度脱色させるのかによって、西欧型の保守的自由民主主義との乖離が縮められると見られ、左派の民主主義の形態は、福祉権の範囲をどのように設定し、議会主権と国民主権の関係をどのように再設定するのかによって、より具体的な輪郭が見えるようになると考えられる（朴ミョンリン2005, 262-5）。そして、もっと細部的には、民主主義を構成する内的諸規則、つまり内閣制と大統領中心制、多数代表制と比例代表制のうち、何を採択し、自治体と中央政府の管轄権をどのように設定するのかによって、より具体的な輪郭を持つようになる。

1987年以後の韓国民主主義の歴史的軌跡に以上のスペクトルを適用してみると、次のような説明が可能である。韓国の民主主義は、1987年以後から金泳三政権までは、大体、保守主義的自由民主主義、つまり法治主義と最小主義的民主主義及び（伝統的な権威主義国家の遺産ともいえる）強い国家によって、部分的に規制された市場経済のパッケージとして存在してきた。その後、金大中政権と盧武鉉政権の初期に至るまでは、ヨーロッパ式の第三の道を模倣することで、初步的福祉権（生存権）と参加寛容的民主主義及び財閥規制的市場正常化を試み、以前の政権とは対照的な進歩的色彩を強化した。しかし、盧武鉉政権の後期からは、全

14) これと類似した主張は、崔章集の共著（2006）でも見られる。

世界的な新自由主義の強化とFTA体制の拡散及び保守勢力の攻勢によって、かなりの程度、保守的自由民主主義のパッケージへの退行が進められた。しかし、盧武鉉政権の時期に注目しうる事項は、以前の強力な国家主義がかなり退歩したという点と、大統領と議会、そして司法府の関係が相互牽制しうるほどのバランスが取れるようになったという点である。この点は、特に憲政主義の確立と発展という側面からみると、意味のある変化であった。

金大中・盧武鉉政権に比べて、保守的色彩が濃い李明博政権の登場は、韓国民主主義の方向を新自由主義的な代議制的自由民主主義(法治的選挙民主主義)へ定着させる可能性が高い。新自由主義的なグローバル化の持続とFTAの拡散、そして国内保守勢力の結集及び国民多数の同調は、このような傾向をもっと強化させると見られる。しかし、このようなトレンドは、国際的環境変化と国内進歩勢力の結集と抵抗、そして国民の態度変化によって少なくない影響を受けると見られるが、このような点で、李明博政権下の韓国民主主義の保守化程度を確実には予測しにくい。つまり、韓国民主主義の進路は、各々の勢力間の力学関係の下で、そしてそれに影響を及ぼしている外的要因の圧力下で、多数の国民が究極的にどのような自由民主主義パッケージを選択するのかにかかっている。

4 結論：民主主義の形態と経済発展の関係

今までの論議は、民主主義が他の原理もしくは諸制度との「関係」設定を通して、その性格もしくは形態を揃えるようになるということを、パッケージ理論を通して提示した。しかし、このように形成された民主主義の形態は、内部的にもっと具体化される余地が多い。なぜならば、選挙制度（小選挙区制VS大選挙区制または多数代表制VS比例代表制）と民主主義の運用方式（多数決主義VSパートナシップもしくは協議制）、権力構造（大統領制VS議院内閣制）など、より具体的な運用方式もしくは制度を選択する問題と連関しているためである。もちろん、自由主義、法の支配、市場経済の特殊な形態とかみ合わさっている民主主義の性格もしくは形態は、それに適合し、親和性を持つ具体的な原則と制度を必要とするのであろう。つまり、特殊な自由主義、法の支配、市場経

済の形態と接合された民主主義の形態が、直ちに実行されるためには、まだ決定されていない具体的な運用原則と制度が確定されなければならない。そして、その意味において、実践可能な具体的な民主主義の形態に対する議論が必要である。

このような観点からみると、選挙制度と民主主義の運用方式及び権力構造に関する議論が必ず伴わなければならないが、ここでは、このような議論の必要性だけを強調することに止め、以下では実践可能な具体的な民主主義の形態の選択が長期的に経済発展に及ぼしうる影響について、考察してみよう。

周知のように、経済発展と民主化との相関関係に関する今までの経験的研究は、この二つの関係を主に一方向的な観点から把握してきた。つまり、一定の水準の経済発展は、民主化の必須条件という側面を強調してきたが、一定の水準に至った民主主義が経済発展の触媒の役割を果たす可能性については、あまり強調しなかったのである。その理由は、今日、民主化されたほとんどの先進国が開発途上国に比べて、経済成長の比率が著しく低いため、直接的に民主化が経済成長を促しうるという主張の妥当性が経験的証拠によって、直ちに反駁されていることにあるのであろう。そして、一部ではすでに先進国の水準の高い個人所得を享受しているシンガポールの場合のように、権威主義の政治体制を保っているながらも、依然として他の先進国に比べて、高い経済成長を遂げている場合があって、民主主義が経済発展を促す触媒の役割を果たしうるという仮説の妥当性は、さらに浸食されている。民主化された先進諸国の低い経済成長率と、依然として相対的に高い経済成長率を記録しているシンガポールの権威主義体制は、経済発展に影響を及ぼしうる最も重要な要素が政治体制ではないという直感的判断も可能にする。おそらくこのような経験的認識が、民主化がどのようなメカニズムを通して、経済発展に肯定的な影響を及ぼすのかを経験的に研究しようとする試みを遮断する最も重要な要因になるのであろう。

しかし、シンガポールのような小さい都市国家を除くとともに、民主化された先進諸国の中に存在する小さい差異に注目する場合、各国における民主主義の質や形態の差異が各国の経済発展にどのような意味ある差異をもたらしているのかについての知的好奇心を完全には払拭できな

い。先進諸国の採択している民主主義の質的もしくは形態の差異は、経済政策の合理性を高めることに異なる影響を及ぼしうるだけではなく、経済発展や経済の質を高めることに重要な影響を及ぼしうる社会的資本（もしくは社会的ネットワーク資本）の形成と成熟に決定的な影響を及ぼすことで、「間接的ではあるが」各国の経済発展もしくは経済の質に意味深い差異を作り出すことができるためである。

このような問題意識を研究対象となる国家の民主化の程度及び経済発展の水準までを反映した歴史的観点を通して補完する場合、民主化と経済発展の水準の差異に従って各国を範疇化し、民主化と経済発展の相関性を究明・比較するなど、より細分化された研究もできる。さらに経済発展を量的成長だけではなく、質的な成熟までを含める概念とみなす場合、民主主義－質的水準もしくは形態の差異－が各国の経済発展にいかなる影響を及ぼしうるかに関する研究は、もっと複合かつ精巧な形式を帯びるのであろう。

このような一般論を前提に、本稿は韓国を先進諸国とは異なる範疇に属する国家、つまり民主主義がこれからの経済発展－量的な成長と質的な成熟を含める－に直接的、間接的に肯定的貢献をしうる可能性が高い国と見なし、韓国民主主義の進路と経済発展の相関関係を考察してみよう。

韓国の場合、民主主義の長期的運用は、経済政策の合理性を高めることで、直接的に経済成長に貢献しうる余地があり、さらには一定の媒介変数を通して、経済の成長と質的成熟にも肯定的貢献ができる可能性がある。そして経済発展に対する民主主義の貢献は、これから韓国社会がいかなる民主主義の形態を採択・発展させるかによって、かなりの差異が生じると判断する。そのため、単なる選挙民主主義の成果を超えて、どのような民主主義を追求するかに対する国民的合意と実践は、今後、韓国の経済成長と質的成熟に重要な影響を及ぼしうると見られる。

民主主義という一般的な範疇を越えて、いかなる民主主義の形態を追求するのかという問題がもっと重要であるという本稿の問題意識は、民主主義の形態が経済定着の合理性を高める影響を及ぼす重要な変数になりうるという認識を反映するだけではなく、民主主義の発展によって形成される社会的資本（social capital）が経済発展に及ぼしうる肯定的な

効果に基づいている¹⁵⁾。民主主義と社会的資本とは、二つの要素のうちに何が条件的であり、何が主要要素であるかを端的には規定しにくい¹⁶⁾。しかし、本稿の主題と関連させて見るとき、最小限の社会的（ネットワーク）資本をより必要とし、また生産できる民主主義の形態があれば、それを採択・運用することが経済発展にもっと有利であることが明らかである。

そして、これとともに考慮すべき事項は、いかなる民主主義の形態が政治的安定と社会統合に有利であるかという問題である。特定の民主主義の形態が社会的資本の形成に貢献することで、経済発展に有利な環境を造成しうるが、社会統合と政治安定には、否定的な影響を及ぼしうる矛盾的な役割を担うならば、その民主主義の採択の可否は、ある社会の特殊な必要と決断によって定めるしかない。社会的資本は、あらゆる社会・政治制度の正常な運用に共通的に必要なので、社会的資本の形成・蓄積に有利な民主主義の形態は、経済発展と政治統合にも有利に働くと見られる。

このような脈略から、次のような結論を提示してみる。韓国で小選挙区制と結合された多数決主義的選挙民主主義－そして、君主的大統領制の結合－は、社会の多面的分裂構造を深化させており、これは自由至上主義的体制的性格と重なることで、韓国を分裂と葛藤の社会へとつくっていく傾向を見せる。そして、これは長期的に市民社会の統合にも否定的に働くことで、経済発展に必要な社会的資本－寛容と信頼、そして相互尊重－の拡充をしにくくする。したがって、このような問題点を克服しうる対案的な民主主義の形態－権力構造の改編及び憲法改正に関する議論とともに－に関する議論が必要であるので、勝者独り占めと極端な抵抗政治をもたらす現在の多数決的な民主主義を代替するか補完できる

15) 西欧の場合、資本主義と民主主義の発展は、千年以上のキリスト教の文明を通して形成された社会的資本の拡充によって支えられた。キリスト教の文明を通して確立された信頼の文化は、資本主義的な契約関係及び民主的妥協と共存関係を支えてきた社会的資本であった。このような社会的資本がなかったならば、驚くべき資本主義的経済発展も民主主義の深化・発展も不可能であったと見られる。

16) 制度と意識（文化）のうち、いずれのものが根本的であるかという問題は、確定しにくい問題である。ある制度の発展が文化に支えられることもあるが、特定の制度の実践によって、特定の文化が発展することもある。これは、民主化と政治文化の前後関係において、西欧とアジアが異なる理由である。ここでは、一応、制度の文化（意識）形成的側面を強調する。

代案の民主主義の形態－パートナシップを重視する民主主義の形態、あるいは非常に緩和された協議民主主義の形態などに対する模索が切実に要請される。このような民主主義の形態は、多数決主義的選挙民主主義に比べて、寛容と信頼、そして相互尊重のような社会的資本を拡充することに肯定的に作用し、長期的に健全な市場経済の発展に有利に作用しなければならない。

そして社会的資本は、どのような脈絡もしくは水準で作動するかによって、社会全体－民主主義と経済発展－に否定的な影響（social bards）を及ぼしうるので、社会的資本が民主主義と経済発展に肯定的な役割を果たしうる条件として、社会的資本と各種の縁故主義の弊害－政治と経済での血縁、地縁、学縁の影響－の悪循環を断つ必要がある。社会的資本が国家的水準で働くかず、血縁主義、地縁主義、学縁主義などと結合されて現れる場合、社会的資本は民主主義と経済発展に貢献するより、その堕落と腐敗に貢献する可能性があるからである。そのため、社会的資本が民主主義と経済発展に貢献できるように、全国家的レベル－そして長期的にはグローバルなレベルで、もっと活発に作用できるように市民の公的理性がもっと開放的になって、幅広く開発・使用される必要がある。

参考文献

- 郭ジュンヒョク「民主主義と共和主義：憲政体制の二つの原則」『韓国政治学会報』39集、3号、2005年。
- 金飛煥『自由至上主義者ら、自由主義者ら、そして民主主義者ら』ソウル：成均館大学出版部、2005年。
- 金飛煥「現代自由主義で法の支配と民主主義の関係」『法哲学研究』9巻、2号、2006年。
- 金ソンホ「権力構造と民主主義」陳ヨンジェ編『韓国権力構造の理解』ソウル：ナナム、2004年。
- 金ソンホ「憲法改正の政治理論：米国連邦憲法の第5条を中心に」『韓国政治学会報』40集、3号、31－54頁。
- 金ヨンミン外『21世紀の憲政主義と民主主義』イルサン：インガンサラン、2007年。
- 朴ミョンリン「憲法、憲法主義、そして韓国民主主義：2004年、盧武鉉大統領の弾劾事態を中心に」『韓国政治学会報』39集、1号、2005年。

- 朴ソンウ「民主主義と憲政主義の葛藤と調和」『韓国政治学会報』40集、3号、2006年。
- 陳ヨンジェ編『韓国権力構造の理解』ソウル：ナム、2004年。
- 崔章集「民主主義と憲政主義：米国と韓国」ロバートダール著・朴サンフン・朴スヒョン訳『米国憲法と民主主義』ソウル：フマニタス、2004年。
- 崔章集・朴サンフン・朴チャンピョウ『どんな民主主義であるか』ソウル：フマニタス、2006年。
- Arendt, Hannah. 1958. *The Human Condition*. Chicago: Chicago University Press.
- Ashcraft, R. 1994. "Locke's Political Philosophy." V. Chappell ed. *The Cambridge Companion to Locke*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bellamy, Richard, 1996. "The Political Form of the Constitution: The Separation of Powers, Rights and Representative Democracy." *Political Studies*, 44.
- Chan, S. 2002. *Liberalism, Democracy and Development*. Cambridge: Cambridge University Press, 2002, 57-114.
- Cohen, Joshua. 2003. "For a Democratic Society." Samuel Freeman ed. *The Cambridge Companion to Rawls*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Dahl, Robert. 1985. *A Preface to Economic Democracy*. Berkeley, CA: University of California Press.
- Doucouliagos, H. & Ulubasoglu M. A.. 2008. "Democracy and Economic Growth: A Meta-Analysis," *American Journal of Political Science*, Vol. 52, No. 1, 61-83.
- Dworkin, Ronald. 1977. *Taking Rights Seriously*. London: Dukeworth.
- Dworkin, Ronald. 1985. "Liberalism." Ronald Dworkin. *A Matter of Principle*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Fuller, Lon. 1971. *The Morality of Law*. Yale University Press.
- Fukuyama F. and Marwah, S. 2002, "Dimensions of Development." L. Whitehead ed. *Emerging Market Democracies: East Asia and Latin America*. Baltimore and London: Johns Hopkins University Press.
- Gavison, Ruth. 2005. "What Belongs in a Constitution." Wojciech Sadurski ed. *Constitutional Theory*. Trowbridge: Wiltshire, The Cromwell Press.
- Giddens, Anthony. 1994. *Between Left and Right: The Future of Radical Politics*. Cambridge: Polity.
- Gould, Carol. 1988. *Rethinking Democracy: Freedom and Social Cooperation in Politics, Economy, and Society*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hansen, M. H. 1974. *The Sovereignty of the People's Court in the Fourth Century B.C. and the Public Action against Unconstitutional Proposals*. Odens.

〈100〉韓国民主主義の進路と経済発展：政治哲学的アプローチ（金）

- Harris, Edward. M. 2006. *Democracy and the Rule of Law in Classical Athens*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hayek, F. A. 1960. *The Constitution of Liberty*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Hayek, F. A. 1982. *Law, Legislation and Liberty*. London: Routledge & Kegan Paul.
- Holmes, Stephen. 1993. *The Anatomy of Antiliberalism*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Holmes, Stephen, 1995a. "Constitutionalism." *The Encyclopedia of Democracy*, vol. 1. London: Routledge.
- Holmes, Stephen. 1995b. *Passions and Constraints: On the Theory of Liberal Democracy*. Chicago: Chicago University Press.
- Hospers, J. 1974. "The Libertarian Manifesto." J. P. Sterba ed. *Justice: Alternative Political Perspective*. Belmont: Wadsworth.
- Kramer, D. 1972. *Participatory Democracy: Developing Ideas of the Political Left*. Cambridge, MA: Schenkman Publishing Company.
- Kramer, M. H., 2004. "On the Moral Status of the Rule of Law." *Cambridge Law Journal* 63.
- Lipset, S.M. 1959. "Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy", *American Political Science Review*, 53, 69-105
- Marshall, T. H. 1950. *Citizenship and Social Class and Other Essays*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Michelmann, Frank. 1988. "Law's Republic." *Yale Law Journal* 97.
- Przeworski, A. and Limongi, F. 1997. "Modernization: Theories and Facts", *World Politics*, 49:2, 153-83.
- Nozick, Robert. 1974. *Anarchy State and Utopia*. Oxford: Blackwell.
- Ralws, John. 1971. *A Theory of Justice*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Rand, Ayn. 1967. *Capitalism: The Unknown Ideal*. New York: New American Library.
- Raz, Joshep. 1979. "The Rule of Law and Its Virtue." *Law Quarterly Review* 93.
- Raz, Joseph. 1994. *Ethics in the Public Domain*. Oxford: Clarendon.
- Rosenblum, Nancy. 1987. *Another Liberalism*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Schumpeter, Joseph. 1975. *Capitalism, Socialism and Democracy*, 3rd edition. New York: Harper & Row Publishers.
- Sunstein, Cass. 1988. "Beyond the Republican Revival." *Yale Law Review* 97.
- Tamanaha, B. Z. 2004. *On the Rule of Law*. Cambridge: Cambridge University Press.